

# 経営環境改善支援補助金

尾道市では、新型コロナウイルス感染症により事業経営に影響を受けている事業者へ、経営の維持・改善に向けた取組を実施する方の事業継続を支援します。

※補助対象者や対象経費など、詳しい要件についてはQ&Aをご確認ください。

## 対象者の要件

- ・尾道市内に主たる事業所を有している中小企業者
- ・同じ取組の内容で、国・地方公共団体等の補助金等の給付を受けていない者
- ・市税の滞納がない者

## 補助額

取組の用途に応じ、上限額までの対象経費の全額（10/10）を補助

※1事業者につき補助は1回限り。

## 対象経費（消費税及び地方消費税は対象外）

上限額	支援内容	対象経費の例
30万円	新しい生活様式に適應した店舗の改修	客席・客室等の改修工事、換気扇の増設工事
20万円	インターネット販売システムの構築	インターネット販売構築
10万円	感染防止に係る費用	飛沫防止板、空気清浄機（1台まで）
	宣伝広告費用	新たな取組宣伝のチラシ、ホームページ新設
	販売促進のデジタル化に係る費用	電子クーポンの導入
	インバウンド対応に係る費用	翻訳機（1台まで）、メニューの多言語化
	その他の新しいビジネス転換の取組	新しい取組に係る経費

※空気清浄機等、移動可能な備品については、1台限りとなります。（飛沫防止板は除く。）ただし、尾道市内で複数の店舗を持つ事業者が「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を宣言し、広島県が発行した宣言書を提出した場合、補助額の上限内で宣言店舗数の台数まで可能となります。

## 対象事業期間

令和2年7月10日（金）から11月30日（水）までに完了する取組

※令和2年4月1日以降に実施し、すでに完了している取組も対象です。

## 申請期限

令和2年7月10日（金）～ 令和2年9月30日（水） ※消印有効

※予算額に達した場合は、受付を終了します。

## 申請に必要な書類

- (1) 交付申請書
  - (2) 経営環境改善計画書
  - (3) 経営環境改善支援収支予算書
  - (4) 誓約書兼同意書
  - (5) 補助対象経費に係る見積書又は請求書の写し（内訳のわかるもの）
  - (6) 事業者の所在がわかる書類（全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等のいずれかの写し等）
- いずれも尾道市のホームページからダウンロードできます。

## 申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請書類は原則郵送で提出してください。

### 申請・お問い合わせ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

尾道市 産業部商工課 商政係

TEL: 0848-38-9183 FAX: 0848-38-9293

申請書様式  
はこちら➡



## ◇ ◇ ◇ 申請の流れ ◇ ◇ ◇

交付申請書  
(様式第1号)  
提出

### ■申請者→商工課へ(郵送)

#### 【必要書類】

- ・補助金交付申請書(様式第1号)
- ・経営環境改善計画書(様式第2号)
- ・経営環境改善収支予算書(様式第3号)
- ・補助対象経費に係る見積書または請求書の写し
- ・事業者の所在がわかる書類(全部事項証明書、確定申告書、開業届、設立届等いずれかの写し等)
- ・誓約書兼同意書(様式第4号)

交付決定  
通知書発行

### ■商工課→申請者へ(郵送)

申請内容を審査し、補助対象と判断した場合、交付決定通知書を送付します。

事業実施  
～完了

交付決定通知書の到着後、計画書に基づき事業を実施してください。  
※申請内容に変更が生じたときは、速やかに計画変更申請書(様式第7号)を提出してください。

実績報告書  
(様式第9号)  
提出

### ■申請者→商工課へ(郵送)

#### 【提出書類】

- ・補助金実績報告書(様式第9号)
- ・経営環境改善内容報告書(様式第10号)
- ・経営環境改善収支決算書(様式第11号)
- ・事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料(チラシ、写真等)
- ・支出が確認できる書類(請求書、領収書、振込用紙の写し等)

補助金確定  
通知書発行

### ■商工課→申請者へ(郵送)

報告内容を審査し、交付する補助金額を確定し、補助金確定通知書を送付します。

交付請求書  
(様式第13号)  
提出

### ■申請者→商工課へ(郵送)

補助金確定通知書が届いたら、速やかに補助金交付請求書(様式第13号)を提出してください。  
※振込先口座の通帳の写しを添付してください。

補助金  
支払い

補助金交付請求書が届いたのち、確定している補助金額を指定の口座へ振込手続きを行います。